

想定最大規模の水害を踏まえた避難方法

水害ハザードマップ検討委員会(第2回)

平成28年1月26日

水害ハザードマップにおける避難行動の記載について

(避難行動の基本的な考え方)

- 災害対策基本法において、災害時における避難は、立ち退き避難を基本として、外出することが危険な場合等においては屋内安全確保することが原則。

(水害ハザードマップにおける記載)

- 適切な避難行動、避難のタイミングは個々人のおかれた状態で異なることから、
 - ・ 水害時には、各人が自らの判断において避難行動を実施する必要があること
 - ・ 各人が避難行動を自ら判断する上で必要な各種情報を記載。
- 屋内に留まることにより直ちに命に危険が及ぶ恐れがある区域については、とるべき避難行動を分かりやすく示す必要があることから、当該区域を「早期立ち退き避難区域」として明示するなど、避難行動を具体的に示すことが重要。
- 水害ハザードマップは、緊急時等に容易に避難行動を判断するための「緊急時版」と、平常時に時間をかけて勉強するための「通常版」を作成し、
 - ・ 緊急時版においては、一目で避難行動が分かるよう、「早期立ち退き避難区域」等の最低限の情報に絞って記載。
 - ・ 通常版においては、個々人のおかれた状態に応じた避難行動を検討できるよう、どのような水害リスクがあるのか、避難において留意すべき事項は何か 等について、詳しく記載。

洪水に係る水害ハザードマップにおける避難行動の記載例

➤ 個々人が、おかれた状態に応じて自らの判断で避難行動をとることが重要

	早期立ち退き避難区域			その他の浸水想定区域
	家屋倒壊危険区域		家屋が水没する おそれのある区域	その他の浸水想定区域
	(洪水氾濫)	(河岸侵食)		
緊急時版	(避難勧告、氾濫危険情報等が発表された場合には) 早期の立ち退き避難が必要。			(浸水深を表示)
通常版	堤防決壊等に伴う氾濫流で木造家屋が倒壊するおそれがあることから 早期の立ち退き避難が必要。	河岸侵食で家屋が倒壊するおそれがあることから 早期の立ち退き避難が必要。	2階以上が浸水するおそれがあることから 早期の立ち退き避難が必要。	2階未満の浸水が想定されることから、 立ち退き避難が望ましいが浸水時に想定される状況を踏まえ、自らの判断により屋内安全確保でもよい。
注釈	ただし、氾濫が既に開始している場合など、指定緊急避難場所へ移動することにより、かえって命に危険を及ぼしかねない場合は、近隣のより安全な場所への避難が必要。さらに、外出することすら危険な場合には、屋内安全確保が必要。			
	鉄筋住宅等の頑丈な建物の場合は屋内安全確保でもよい。		最上階が浸水しない場合は、屋内安全確保でもよい。	1階が浸水するおそれがある区域の、1階建ての建物等においては、早期の立ち退き避難が必要。

注1: 要配慮者については、避難をより早期に判断する必要があること、屋内安全確保をするためには要配慮者に応じた準備が必要であることに留意。

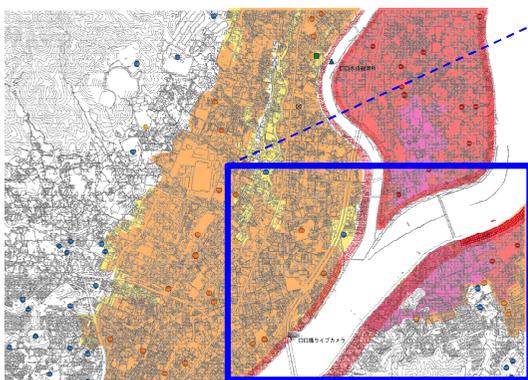
注2: 家屋の倒壊や水没のおそれがない区域であっても、浸水継続時間が長く、多数の住民等が長期間にわたり孤立するおそれがある区域については、市町村の避難計画等において、配慮が必要である。

注3: 浸水想定区域外の区域についても、避難者受け入れ区域として、周知することも考えられる。

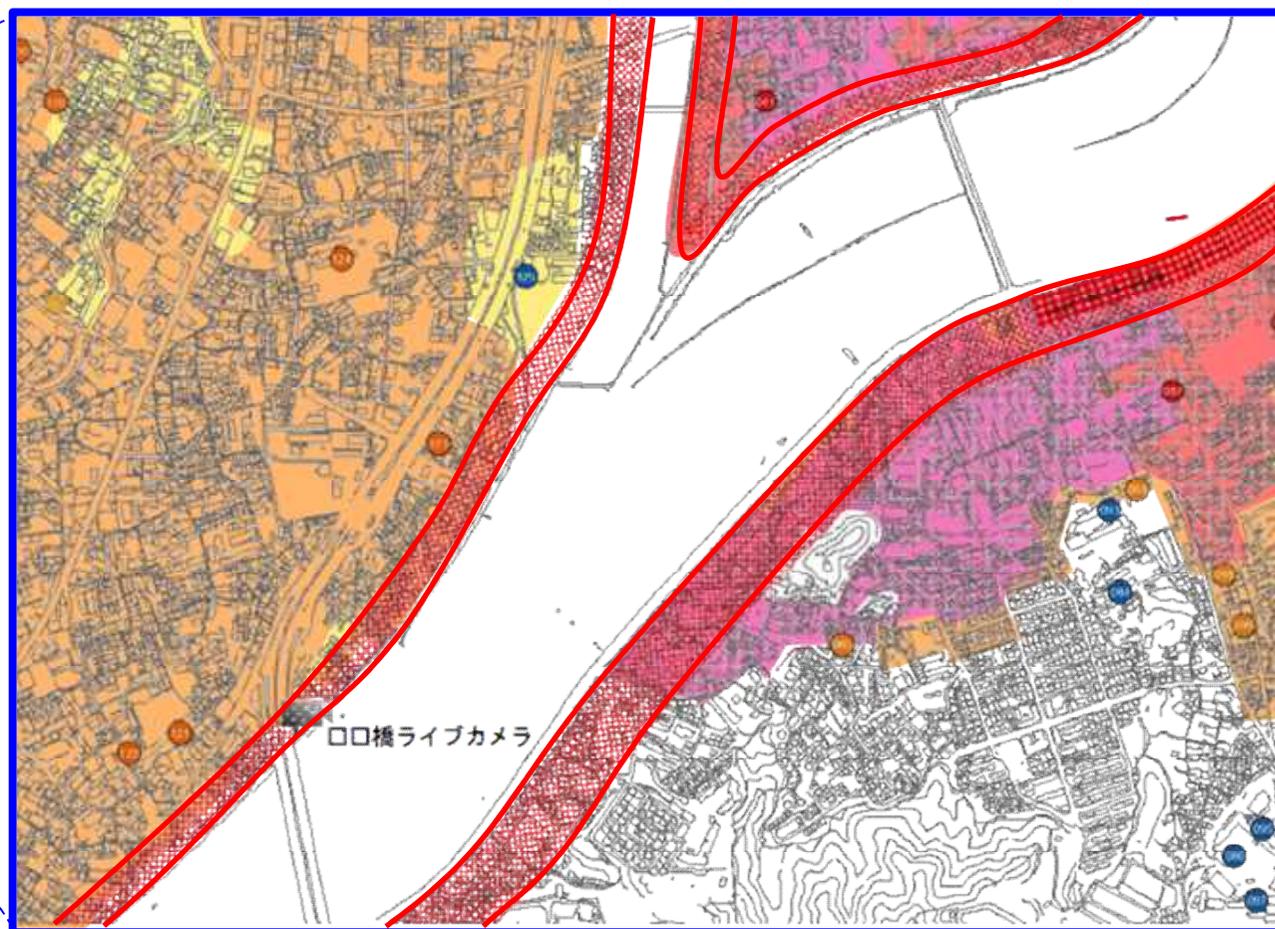
注4: 内水、高潮についてもこの表と同様の記載とする。津波については、「避難指示の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立ち退き避難を原則とする」(避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府(防災担当)、平成27年8月)より)。

洪水に係る水害ハザードマップ【通常版】 地図面の表示・配色例

- ハザードマップに記載すべき項目(浸水想定区域及び浸水深、家屋倒壊危険区域、避難場所等)を盛り込んだ標準的な地図面。
- 地域の水害リスクが詳細に把握できるため、災害発生前にしっかり勉強できる場面に有効。



通常版水害ハザードマップ(例)



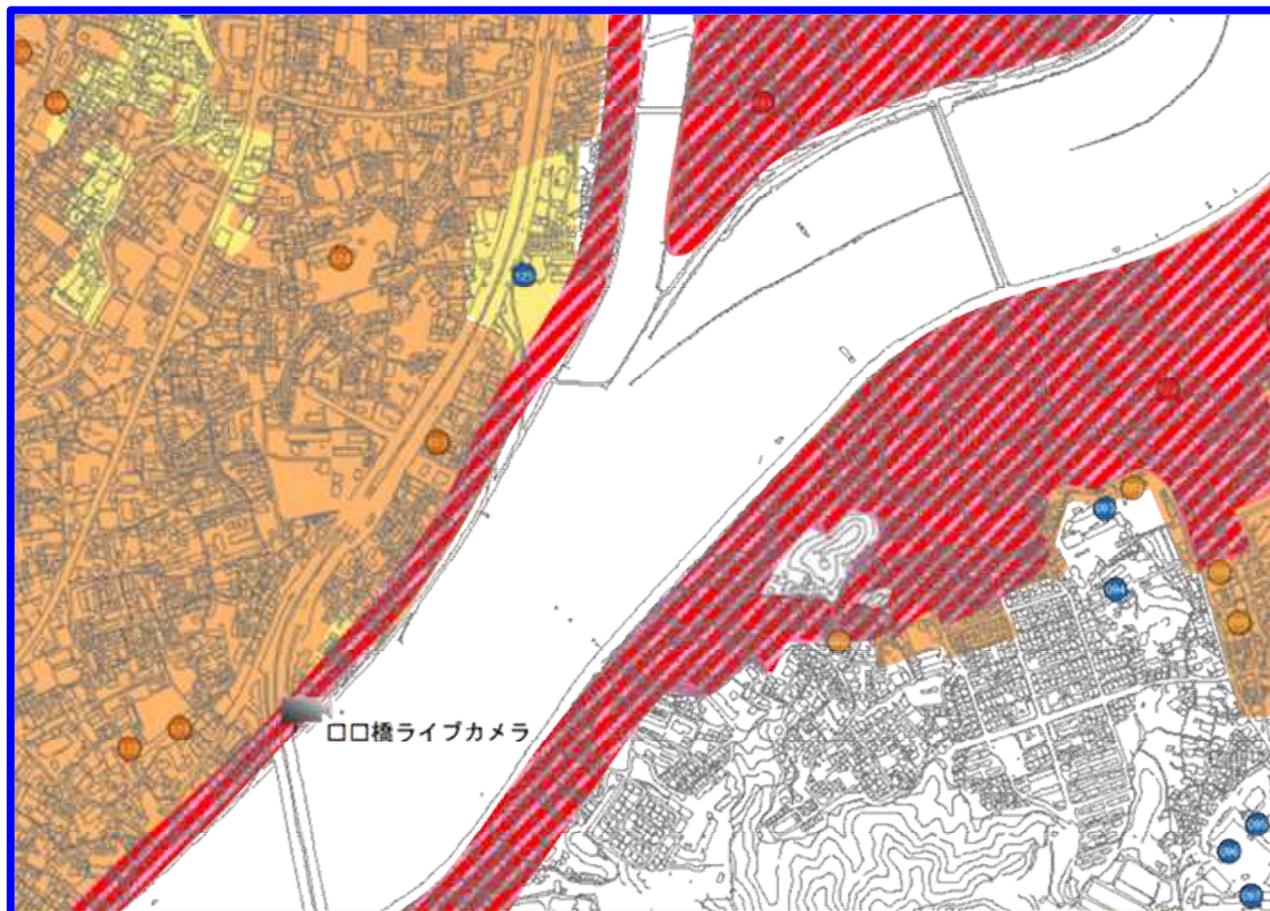
凡例		
家屋倒壊危険区域		家屋倒壊危険区域 (洪水氾濫) 木造家屋は、河川堤防の決壊等に伴う氾濫流により倒壊のおそれがあるため立ち退き避難
		家屋倒壊危険区域 (河岸侵食) (木造・非木造の家屋は、河岸侵食により、倒壊のおそれがあるため立ち退き避難)
想定される浸水深		5m～10m未満 3階建ては立ち退き避難
		3m～5m未満 2階建ては立ち退き避難
		0.5m～3m未満 1階建ては立ち退き避難
		0.5m未満 床下浸水

洪水に係る水害ハザードマップ【緊急時版】 地図面の表示・配色例

- 早期に立退き避難が必要な区域(赤色)を表示することで、緊急時に自分の居る場所が立ち退き避難が必要な区域かを瞬時に判断できる緊急時版ハザードマップ
- 家屋倒壊危険区域と家屋が水没する恐れがある区域(浸水深3m以上)を早期の立退き避難が必要な区域として、赤色で表示
- 避難場所を表示

凡例		
	早期立ち退き避難が必要な区域※	
	想定浸水深 0.5m~3m未満	1階建ては立ち退き避難
	想定浸水深 0.5m未満	床下浸水

※ 早期立ち退き避難が必要な区域
家屋倒壊危険区域(洪水氾濫・河岸侵食)と
想定浸水深 3m以上(2階以上が浸水)の区域。
詳細は、○○参照。



緊急時版水害ハザードマップ(例)

広域避難について

- 浸水想定区域が市町村全域に広がる場合など、当該市町村内だけでは避難しきれない場合もあり得る。
- 平成27年関東・東北豪雨も踏まえ、隣接する市町村への避難の必要性について整理。



(1) 広域避難の検討が必要とされる場合

- 浸水が広域に及び、当該市町村内に安全な避難場所を確保できないと想定される場合
- 避難経路等を鑑みて、当該市町村内の避難場所への避難が危険と想定される場合

(2) 事前に調整しておくべき事項

- 想定される浸水のシナリオに応じた、広域避難のきっかけとする情報、避難場所、避難経路、移動手段、避難の呼びかけ・誘導の方法 等
- 避難所の運営等に係る事項（避難者の情報共有、避難者ケアのための体制、物資の調達・集積・仕分け・運搬等） 等

(3) ハザードマップとしての対応策

- 隣接市町村と事前に協定を結んだ上で、隣接市町村の避難が可能な場所を含む範囲まで地図を表示
- 表示した隣接市町村の範囲においては、浸水想定区域と避難場所を記載

想定最大規模の洪水に対する避難について

- 近年発生している河川整備の計画※規模を上回る洪水に対しても、適切に避難できるように、水防法に基づき、想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域をもとにした避難計画を作成することが必要。※河川整備基本方針

- ✓ しかしながら、比較的発生頻度が高い計画規模の洪水等と想定最大規模の洪水で、想定される浸水区域や浸水深が著しく異なり、避難者数や安全な避難場所等が著しく異なる場合には、不要な避難を勧告等するケースが多くなり、避難勧告等を発令しても避難しなくなってしまう懸念がある。
- ✓ このような場合においては、以下を条件として、より発生頻度の高い計画規模の洪水等に対する1次避難場所も設定する等の対応を検討することも考えられる。
 - 想定最大規模の洪水に対する避難(2次避難)へ移行する判断の基準を設定。
 - 安全に2次避難場所に移動する手段を確保。